

年金とライフステージ

第4回

事務所だより

第68号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

十一月から約一年にわたり、国民年金・厚生年金保険・共済年金（公的年金制度）とライフステージとの関係について紹介しています。

登場人物を紹介します

前回までの登場人物Aさんに代わり、今回の登場人物はBさん（男性）です。Bさんは、就職氷河期と言われた時期に大学を卒業し、アルバイト社員として就職しました。その後、三十歳でベンチャー企業を立ち上げました。しかし、三十二歳で休暇中に交通事故に遭う、という設定です。さて、Bさん

のライフステージでは、年金制度がどのようにかかわっていくのでしょうか。

『二十歳になったら』

国民年金

日本国内に住む方は、誰でも二十歳になったら年金に加入して保険料を納付しなければなりません。Bさんは、二十歳時点では大学生でしたので、在学中の保険料の納付が猶予される制度（学生納付特例制度）を知り、猶予されました。

なお、卒業後、納付猶予から十年間に保険料を納付（追納）すれば、六十五歳から受給する年金額を増やすことができます。

アルバイト社員と社会保険

大学を卒業したBさんは、ある企業に一日五時間・一週間五日の勤務で採用されました。

この勤務条件では、勤務先で社会保険に加入しないため、自分で国民健康保険と国民年金に加入することになります。

企業立ち上げ！

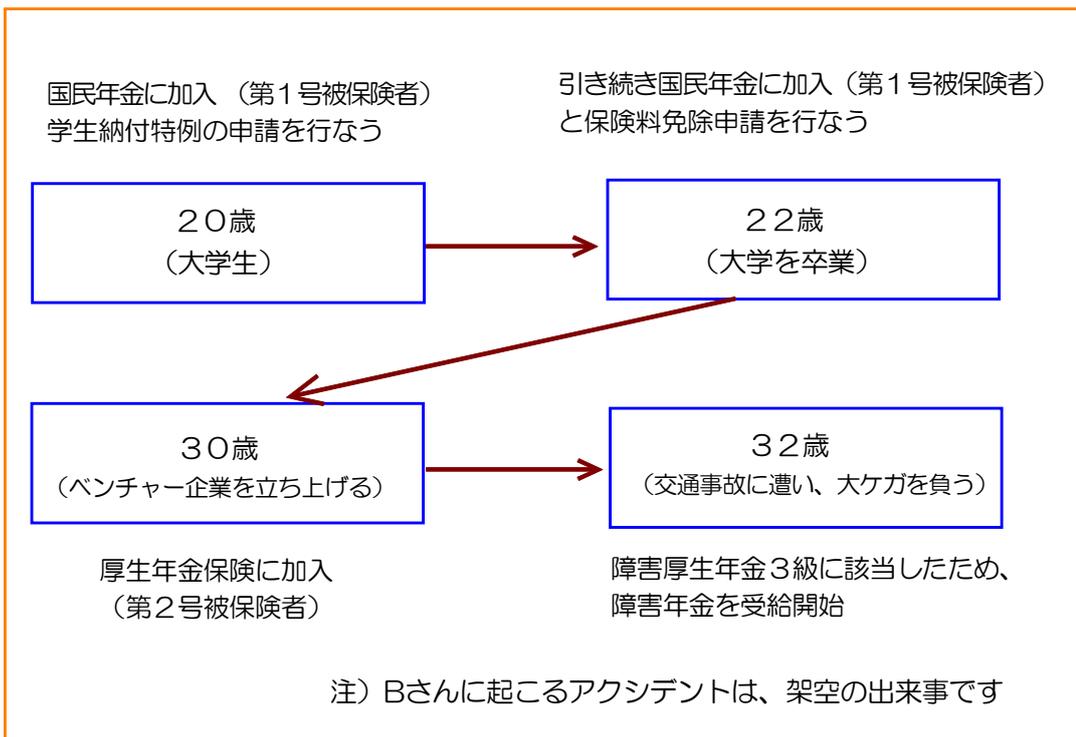
三十歳になったBさんは一念発起し、ベンチャー企業を立ち上げました。そこで、厚生年金保険（社会保険）に加入しました。毎月の給与から保険料が控除され、納付しました。

交通事故で大ケガを負う

Bさんは休暇中に交通事故に遭い、大ケガを負いました。重度の後遺症が残り、仕事へ復帰できなくなりました。そこで、障害年金を請求したところ、厚生年金加入中のケガということで障害厚生年金三級と認定さ

れ、年金受給開始となりました。国民年金加入中であれば障害基礎年金ですが、『三級』が無いため受給に至りません。

次回は、Bさんの四十歳からのライフ・イベントと年金制度との関わりをご紹介します。



二法の解釈通達が改正

今回、厚生労働省は、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の相談件数が引き続き高い水準で推移していることや、昨年十月に男女雇用機会均等法第九条第三項の適用に関する最高裁判所の判決があったことなどから、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の解釈通達を改正しました。

その内容は、最高裁判所の判決に沿って、妊娠・出産、育児休業等を「契機として」なされた不利益取扱いは、原則として法が禁止する妊娠・出産、育児休業等を「理由として」行った不利益取扱いと解されるということを明確化されました。

今後は、この解釈通達を基に、男女雇用機会均等法違反、育児・介護休業法違反や当該事業場の雇用管理に問題があると考えられる場合は、積極的に事業主に対して報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告を実施する、としています。

解釈通達（雇用均等・児童家庭局長）のポイント

- ◎妊娠や出産、育児休業等をして「契機として」(※)不利益取扱いを行った場合
 - ・原則：男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に違反(妊娠・出産、育児休業等を「理由として」不利益取扱いを行ったと解される)
 - ・例外①：業務上の必要性から支障があるため当該不利益取扱いを行わざるを得ない場合において、その業務上の必要性の内容や程度が、法の規定の趣旨に実質的に反しないものと認められるほどに、当該不利益取扱いにより受ける影響の内容や程度を上回ると認められる特段の事情が存在するとき
 - ・例外②：契機とした事由又は当該取扱いにより受ける有利な影響が存在し、かつ、当該労働者が当該取扱いに同意している場合において、有利な影響の内容や程度が当該取扱いによる不利な影響の内容や程度を上回り、事業主から適切に説明がなされる等、一般的な労働者であれば同意するような合理的な理由が客観的に存在するとき

平成27年度雇用保険料率（予定）

平成27年度の雇用保険料率が決定され、平成26年度の料率と同率となりました。

料率は、一般の事業1.35%、農林水産・清酒製造の事業1.55%、建設の事業1.65%で、平成27年4月1日から適用予定です。

	①+② 雇用保険料率	① 労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	② 事業主負担		雇用保険二事業の 保険料率
			失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	1.35%	0.5%	0.85%	0.5%	0.35%
農林水産・清酒製造の事業	1.55%	0.6%	0.95%	0.6%	0.35%
建設の事業	1.65%	0.6%	1.05%	0.6%	0.45%

二月の労務手続
「提出先・納付先」

- 例外①と例外②のケースでは、違反には当たらないとしています。
- (※)「契機として」は基本的に時間的に近接しているかどうかで判断される。
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)
- 公共職業安定所
- 労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 郵便局または銀行
- 所得税の確定申告受付
- じん肺健康管理実施状況報告
- じん肺健康診断報告書

編集後記

厚生労働省より「働く女性の処遇改善プラン」が発表されました。「自分の都合の時間のような時間帯で働きたいから」という理由等でパートなどの非正規雇用での働き方を選択している者も多い、この調査結果によるものです。
このプラン、家事も育児も仕事も『母親の役割』として印象を受けます。皆様はいかがでしょう。か。
(さん)

- 健保・厚年保険料の納付
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
- 郵便局または銀行
- 年金事務所
- 「公共職業安定所」

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203
TEL・FAX 075-571-8611
e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com